

ることとされている一方で、「1日に保育する乳幼児の数が5人以下」の場合については、児童福祉法施行規則第49条の2により届出対象外施設とされており、当該人数要件に含めない乳幼児数として、一時預かり事業を保育所以外で行う場合を新たに加える。